

## 伊佐市生涯学習人材バンク事業概要

### 1 目的

貴重な経験、豊かな知識又は優れた技能等を持ち、社会参加に意欲のある人材を登録し、市民からの要請に応じて、その知識や技術・技能を活用することにより、伊佐市の生涯学習の充実を図ることを目的とする。

### 2 事業内容

- (1) 伊佐市生涯学習人材バンクの登録に関すること。
- (2) 伊佐市生涯学習人材バンクの紹介に関すること。
- (3) その他、伊佐市生涯学習人材バンクに関し必要な事項。

### 3 登録要件

- (1) 生涯学習活動に深い理解と熱意があるもの。
- (2) 文化・芸術・レクリエーション等について、技術・知識を持ち指導できるもの。
- (3) 政治活動、宗教活動又は営利を目的とした活動をしない個人、団体。

### 4 登録方法

伊佐市生涯学習人材バンク登録申請書を事務局に提出する。

### 5 利用方法

- (1) 利用者は、市民で組織する団体、および教育機関とする。
- (2) 利用者は、各自の責任において登録者に直接連絡するか、事務局を通して連絡する。
- (3) 利用者は、活動終了後15日以内に事務局に利用報告書を提出する。

### 6 保険

登録者の傷害・損害・賠償保険については、講師が無償及び市内在住の場合は、伊佐市市民活動補償制度を適用し、有償または市外在住の場合は、登録者各自で加入するものとする。

### 7 事務局

伊佐市教育委員会社会教育課社会教育係（ふれあいセンター内 TEL22-1613）